

八戸市水産物ブランド認証制度実施要領

(この要領の趣旨)

第1 この要領は、八戸市で製造された安心・安全・高品質な加工品について、地域ブランドとして認証を行い、広く情報発信することにより、消費拡大及び認証品を通じて八戸市の水産物の魚価向上を図るとともに、水産業の振興に資することを目的として実施する八戸市水産物ブランド認証（Hachinohe City Marine Products Brand Certification）制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証を行う加工品)

第2 認証を行う加工品は、次に掲げる全ての要件を満たす加工品に対し認証を行うものとする。

- (1) 八戸市で水揚げされた水産物を主原料としていること。
- (2) 既存商品ではないこと。

(申請資格)

第3 認証の申請を行うことができる者は、原則として市内で水産物の生産若しくは加工品の製造又は販売をしている個人、企業、団体等で次に掲げる基準に適合する者とする。

- (1) 商品の製造及び販売において法令を遵守して行っている者
- (2) 認証の対象となる商品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていると認められる者

(認証申請)

第4 八戸市水産物ブランドの認証を受けようとする者は、八戸市水産物ブランド認証申請書（別記第1号様式）、八戸市水産物ブランド認証調査票（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(認証の決定)

第5 市長は、八戸市水産物ブランド認証調査票（別記第2号様式）を八戸市水産物ブランド戦略会議（Hachinohe City Marine Products Brand Strategy Conference。以下「戦略会議」という。）に提出し、前項に係る商品について八戸市水産物ブランドとしての認証の可否について戦略会議より、別に定める「八戸市水産物ブランド認証審査要領」に基づき審査を受けるものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、戦略会議の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。
- 3 市長は、認証の対象となる商品の見本の提供を求めることができるものとする。この場合において、当該見本の提供に係る経費は申請者の負担とし、提供された見本は返却しないものとする。
- 4 市長は、戦略会議より認証又は不認証の結果の報告を受けるものとする。

(認証の決定)

第6 市長は、前条の規定により、適合すると認める商品について、八戸市水産物ブランド認証として認定するものとする。この場合において、市長は、申請者に対して八戸市水産物ブランド認証書（別記第3号様式）を交付し、併せて認証を受けた者（以下「認証者」という。）、及び認証品について情報を公開するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査により、認証基準に適合しないと認める商品については、理由を付して、認証しない旨を八戸市水産物ブランド不認証通知（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(認証の有効期限)

第7 認証の有効期間は、前条第1項の規定による決定の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認証の更新)

第8 認証者は、認証期間の更新を行う場合には、認証期間が終了する3箇月前までに、八戸市水産物ブランド認証更新申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により更新した認証の有効期間は、認証の満了する日の翌日から起算して3年間とする。

(認証の取消)

第9 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すものとし、認証者にその旨を通知する。

(1) 認証品が認証基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(3) その他、法律的倫理的問題が発生し、市長が特に認証を取り消すことが必要と認めるとき。

2 前項の規定により認証を取り消した場合は、速やかにその旨を八戸市水産物ブランド認証取消通知（別記第6号様式）により当該認証者に通知するものとする。この場合において、原則として、取消しの日の属する年の翌年から起算して2年は、当該認証者からの認証の申請を受け付けないものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、認証に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から実施する。

別記

第1号様式（第4関係）

令和4年5月24日

（あて先）八戸市長

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○
申請者 団 体 名 ○○○○○○○○○○○○○○
代表者氏名 ○○ ○○

八戸市水産物ブランド認証申請書

八戸市水産物ブランド認証制度実施要領第4の規定に基づき、次の商品について八戸市水産物ブランドの認証を受けたいので、申請します。

1 商品の概要

商品名	希望小売価格（税込／税抜）	備考
○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	864円／800円	

2 関係資料

(1) 八戸市水産物ブランド調査票

(2) 商品パンフレット（有・無）※有の場合は添付してください。

令和4年5月24日

八戸市水産物ブランド認証調査票

商 品 名	○○○○○○○○ ○○○○○○○○
表示・原材料名 ※食品衛生法に基づき記載	<原材料名> ○○○○○○○○ ○○○○○○○○
使用している八戸産1次産品について ※該当するものに○を記入してください	<漁船> EU登録船 ・ 一般
	<水揚場所> 荷さばき所A棟 ・ 一般
	<加工場> 対EU-HACCP ・ 対米-HACCP ・ HACCP ・ 一般
主な原料とその生産地	さば（八戸港産）
内容量	200g（さば100g、調味液100g）
賞味期限等	賞味期限・消費期限（いずれかに○） 製造日より1年
保存方法	■常温 □冷蔵 □冷凍 □その他（ ）
製造者情報 （住所、事業所名）	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○
希望小売価格	税抜 800円 / 税込 864円
取扱期間	■常時 □期間限定（2022年6月から 月） 現時点で5,000パック分の原料確保
年間販売量	目標数量 2,400パック
商品の特徴 （提供方法、PRポイントなど）	1尾500gの八戸前沖さばを半身使用した2合用の炊き込みご飯の素となります。 臭み抜きと焼き工程を入れたことで、サバの旨味がアップし、サバもふっくらと炊き上がります。 常温で持ち運べるのでキャンプに持ち込んだり、帰省時のお土産にもオススメです。

「八戸市水産物ブランド」認証 (Hachinohe City Marine Products Brand Certification) 審査要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「八戸市水産物ブランド認証」における申請加工品（以下「加工品」という。）の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査項目)

第2 審査項目は以下のとおりとする。

- (1) 味 味に優れた加工品であるか
- (2) 斬新性 独自性をもった新しい加工品であるか
- (3) 見た目 パッケージ、ネーミングなどが優れた加工品であるか
- (4) 簡便性 普及が期待できる加工品であるか
- (5) 素材 素材が十分に活用されている加工品であるか
- (6) 漁船
- (7) 水揚場所
- (8) 加工場の衛生レベル

(審査方法)

第3 事業の審査方法は以下のとおりとする。

- (1) 八戸市水産物ブランド戦略会議による審査とする。
- (2) 前条(1)の項目について50点満点の点数評価を行い、前条(2)(3)(4)及び(5)の各項目10点満点の点数評価を行う。また、前条(6)(7)の項目について3点満点の点数評価を行い、(8)の項目について4点満点の点数評価を行う。点数評価は別紙1の評価票を用いて行うものとする。
- (3) 前項により点数評価した加工品について100点満点中、70点以上の加工品を「八戸市水産物ブランド認証」として認定する。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から実施する。

令和4年度 八戸市水産加工試作品製造支援事業補助金のテーマについて

1. 制度概要

八戸市の水産物を使った加工品の開発を支援するため、市内に住所を有する事業者が試作品を製造するための事業に要する経費を補助することにより、八戸市の水産物のブランド化の推進を図るもの。

- ・補助対象経費：試作品製造費（試作品原材料、外部委託工賃など）
アドバイザー招聘費（謝礼、旅費など）
パッケージデザイン費
プロジェクト人件費
市場調査費（旅費、他社製品購入費など）

2. 令和3年度事業

(1) テーマ

- ・八戸港で水揚げされたサバを使用した加工品であること。
- ・既存の商品ではないこと（自社商品の中での新しい製品であること）。
- ・サバの使用割合は、加工品全体の素材の中で50%以上であること。
- ・完成した試作品は、八戸市水産物ブランド認証の申請をすること。

(2) 事業結果

- ・3件の申請を受理し採択した（〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇）。
- ・サバの不漁により、八戸港で水揚げされたサバを使用して商品化に至った補助事業は3件中1件であった。
- ・八戸市水産物ブランド認証申請は1件となった。

3. 令和4年度のテーマ案

事務局案としては、引き続きサバ加工品を対象事業としたい。全国的な不漁が続いている状態であるが、よく食べる海産物として上位にランクインされるサバは消費者にとって身近な存在であり、これに付加価値や八戸市水産物ブランド認証をつけることにより、認知度及びブランド力の更なる向上につながりやすいと考える。

(1) テーマをサバ加工品とすることについて

(2) テーマをサバ加工品とする場合、令和3年度からの変更点について

例) サバの使用割合の変更、ターゲットの設定、訴求するポイントを定める、など。